|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 施設名称：大阪府立労働センター | 指定管理者：共同事業体エル・プロジェクト | 指定期間：平成31年４月１日～令和６年３月31日 | 所管課：商工労働部雇用推進室労働環境課 |

**令和５年度指定管理運営業務評価票**

参考資料５

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 評価項目 | 評価基準（内容） | 指定管理者の自己評価 | 　　 | 施設所管課の評価 | 　 | 評価委員会の指摘・提言 |
| 評価 | 評価 |
| Ｓ～Ｃ | Ｓ～Ｃ |
| Ⅰ提案の履行状況に関する項目 | (1)施設の設置目的及び管理運営方針 | 労働組合の健全な発展並びに労働者の教養の向上及び福祉の増進に資する集会、催物等の場を提供するという施設の目的に沿った運営がなされているか①提案された管理運営方針に沿った取組み②社会貢献活動、地域との関わり | 労働組合はもとより、労働団体や労働行政を担う国及び自治体、労働者サークルにおいても労働センターの設置目的に合致するとして目的利用としている。 目的利用率　会議室　令和4年度　33.9％令和5年度(10月末)33.2％　　　　　　大ホール　令和4年度　19.3％　令和5年度(10月末)23.5％①提案された管理運営方針に沿った取組みア)　設置目的の達成と各種法令を遵守した管理運営a.大阪府立労働センター条例（以下「条例」）に規定された設置目的の遵守・目的利用における利用料金の優遇　・利用申込受付開始時期の優遇・厳格な利用承認方法の実施ホール、ギャラリー利用時の企画書の提出新規登録時の申請書と企画書の提出労働組合では組合規約の提出団体、実行委員会では構成員名簿等の提出来館者整理や警備の利用者負担の同意書の提出・自主事業の実施　【再掲】Ⅱ（４）①イ参照勤労者の知識向上･スキルアップ府民等の教養の向上事業 b.条例、施行規則、大阪府行政手続条例の遵守・利用承認、利用取消し、利用の制限、還付等c.個人情報保護法等の遵守・個人情報の保護　　個人情報適正管理委員会の開催（令和6年2月予定）申込書が人目に触れないよう管理受付ＰＣに覗き見防止フィルター取付申込書の送付送信は複数で確認FAXが自動的に排出されないよう設定変更UTM（統合脅威管理）導入済個人情報保護マニュアルの見直し（書類誤発行防止のため受付手順の改訂）プライバシーマークの取得（令和5年2月）個人情報を含む書類の受け渡しリスクの削減のため、受付業務のWEB化の推進に着手（令和8年度のシステム入替をめざす）d.消防法の遵守・消防用設備等の点検機器・総合点検　　実施日　令和６年３月予定・防災管理点検　　実施日　令和６年３月予定・防火対象物点検　　実施日　令和６年３月予定・消防訓練の実施　　実施日　令和５年10月25日、令和６年３月実施予定e.その他関連法令の遵守・建築基準法12条定期報告特定建築物　実施日　令和６年２月予定建築設備　実施日　令和５年12月30日防火設備　実施日　令和５年10月11日、14日・建築物における衛生的環境の確保に関する法律（ビル管法）空気環境測定の実施　２か月に1回偶数月実施　飲料水の残留塩素の測定　７日に1回実施　ねずみ等の防除　６か月に1回実施　　　排水設備の清掃　６か月に1回実施　　　貯水槽の清掃　　１年に1回実施・労働安全衛生規則　　　窓拭ゴンドラ点検　６か月に１回実施　　　イ）あらゆる利用者の快適性・安全性に配慮した維持管理と施設改修a.施設の維持管理・ビル管法、建築基準法等の法定点検の実施（（１）①　ア）d、e参照）・24時間体制によるセキュリティ体制　　防災センターでの監視　大林群管理センターによる監視b.施設の維持管理のための緊急修繕の実施・防災センター監視盤緊急応急修理・本館１階多目的トイレ照明自動点灯回路変更・防災センター内防犯カメラ録画機取替・南ホール、バトン及び壁修理・南ホールロールクリーン応急修理・南ホール照明スイッチ緊急修繕・本館8階男子トイレ水漏れ修理c.施設の快適性の取組み・空調機用フィルターの年１回取替・冷却水総合水処理剤の購入　・会議室用机椅子の更新d.新型コロナウイルス感染症感染防止対策の実施・各階ロビー、アルコール消毒液設置、感染対策用品ノ貸出等、感染対策の継続ウ）労働センター条例、施行規則等に則った施設管理a.開館日は年末年始を除く毎日b.開館時間は9:00～21:00とするが、利用者の利便上8:00～入館可c.そのほか、Ⅰ（１）①（ア）a,b,c に記載エ）業務の厳正かつ誠実な実施・個人情報保護に関する研修の実施　令和６年２月14日、27日実施予定・人権に関わる研修の実施　令和５年10月5日、19日実施予定・各種法令を遵守した運営　【再掲】（１）①（ア）参照オ）利用者ニーズの把握と管理運営への反映a.Ⅱ（１）①のアンケートの実施・会議室の備品の美装化について令和5年度230脚の椅子を新規購入　b.指定管理者実施の満足度アンケート 令和６年２月～３月実施予定　c.意見箱での意見収集　　参照　Ⅱ（１）③カ）適正な業務管理a.管理運営業務基本協定書に基づく運営・前年度の事業報告、決算、利用状況報告決算理事会承認後　事業報告、決算、利用状況報告提出・毎月の利用状況報告の提出　翌月10日提出・事業計画、収支予算、管理体制計画の作成と提出　b. 予約システムによる予約管理業務の実施キ）利用者の安全安心を実現する危機管理体制a.施設の維持管理　【再掲】Ⅰ（１）イ）参照・ビル管法、建築基準法等の法定点検の実施・消防法に基づく消防用設備等の年2回の点検実施・24時間体制によるセキュリティ体制　防災センターでの監視　大林群管理センターによる監視b.訓練の実施・消防訓練の実施（再掲）　・エレベーター閉じ込め対応訓練　令和６年２月実施予定・不審者・急病人対応訓練　令和５年８月23日実施c.災害時の対策・利用者の帰宅困難者の受け入れと食料等の備蓄（170人×3日分）・非常用物品の設置　 救助用担架、ハンドメガホン、ヘルメット、多機能ライト、救助工具等d.新型コロナウイルス感染症感染防止対策の実施　【再掲】Ⅰ(1)イ）dク）地域団体と連携した社会貢献と地域活動の活性化への貢献a.一時保育の実施　　　　b.エコキャップ運動への参画（NPO法人エコキャップ推進協議会）c.献血活動（令和5年11月22日実施）　d.近隣の清掃活動（毎月第3金曜日実施）e.歳末等募金活動（令和5年12月１日～12月25日）f.近隣自治会が実施のコンサートに協力（10月14日（雨天のため中止））g.近隣自治会等が利用する際には利用料金を20％負担　23件69,296円ケ）情報公開への対応・事業計画、収支予算、管理体制計画書を据え置き、閲覧対応・事業報告、収支計算書、管理体制報告書を据え置き、閲覧対応コ）共同事業体として実施する人権啓発と高齢者と障がい者等への取組み・公正採用選考人権啓発推進員1人選任・人権研修の実施（再掲 Ⅰ（１）オ）参照）・高齢者・障がい者等対応研修の実施（12月19日実施）サ）障がい者雇用と障がい者への適切な対応の取組み・障害者法定雇用率の達成大阪労働協会 3.80％ 大林ファシリティーズ 2.80％ コングレ 2.44％・障がい者支援事業所の夜間利用時の利用料金20％負担　8件9,856円シ）大阪府の省エネ施策への協力・本館階段室照明のLED化による電力量とCO2の削減ス）その他の取組みa.大阪府の実施する工事への協力・受変電設備改修工事他2件について、工事関係者との打合せ、現地調査への参画、駐車場、工事資材置き場の提供②社会貢献活動、地域との関わりア）社会貢献活動　【再掲】Ⅰ(1)ク参照献血活動（11月22日実施）　　　近隣の清掃活動（毎月第3金曜日実施） 　　歳末等募金活動イ）地域との関わり 【再掲】Ⅰ(1)ク参照近隣自治会が行う地域のコンサートへの協力近隣自治会等が利用する際、利用料金20％を負担 | Ａ | 利用率は計画どおりでないものの、施設の設置目的及び運用方針は概ね適切になされている<目的利用>・前年度比較で、会議室は▲0.7ポイント、大ホール＋4.2ポイント<自主事業>・設置目的を踏まえ、指定管理者の専門性を活かしながら、労働関係の自主事業に積極的に取り組み、利用者の増加に努力<法令遵守>・各種法令遵守に加え、利用者の快適性・安全性に配慮した維持管理と施設改修を実施<個人情報保護>・プライバシーマークの新規取得・個人情報流出事案（労働センターの窓口で、利用者に渡す承認書（利用者控え）について、誤って別の利用者の承認書を交付した。承認書には１人分の名前と電話番号が記載されていた事案）が発生したが、マニュアルの見直し、組織内での事案の周知、研修の実施等再発防止を徹底したことを確認した。また、受付業務のWEB化の推進に着手するなど中長期的な取り組みも行ってる。<社会貢献活動・地域との関わり>・NPOとの協働による一時保育や献血活動などの社会貢献活動の実施・近隣の清掃活動等の実施 | Ｂ | ・個人情報の取り扱いを厳重にするとともに、利用者に交付する書面については必要な情報に限定するなど再度再発防止を徹底されたい。 |
| (2)平等な利用を図るための具体的手法・効果 | 公の施設であることを踏まえ、公平・平等利用が図られているか①平等利用を確保するための基本方針に沿った取組み②高齢者・障がい者等に対しての利用援助 | 下記項目を実施し、公平平等利用を図ることができた。①平等利用を確保するための基本方針に沿った取組みア）公平・公正な施設の貸与a.利用受付開始日の設定　【会議室・大ホール・プチエル】目的利用　：12か月前目的外利用：10か月前　【集会室】目的・目的外利用とも1年前　【ギャラリー】６日間利用：1年前、3日間利用：6か月前b利用受付開始日の抽選による申込み受付c.日々の受付は窓口、電話、FAX、電子メールに加え、新たにWebフォームでの受付を開始d.施設の空き室情報をホームページ上にリアルタイムで提供e.利用申込みに偽りがある事がわかれば是正させるイ）あらゆる利用者の平等かつ安全な利用の確保a.暴力団の利益につながる利用の排除・センター条例第3条第3項の規定を厳守・利用申込書に記載された申込者のチェックによる確認　記載内容「□暴力団の利益になるような利用ではありません。」b.利用者の安全確保の取り組み・センター条例第4条に基づく利用承認の取り消し（実績なし）・センター条例規則第13条に基づく入館の制限の実施・公の施設のロビー及びエレベーター内に防犯カメラの設置と監視c.平等利用を担保するスタッフ研修の実施・人権研修　【再掲】Ⅰ（１）エ）参照・個人情報保護研修　【再掲】Ⅰ（１）エ）参照・接遇マナー研修を実施　令和6年1月23日、25日実施予定・利用申込者の個人情報の取扱に慎重さを期すウ）指定管理者による外部評価の実施指定管理者が設置する外部評価委員会による意見要望の収集②高齢者・障がい者等に対しての利用援助ア）利用援助a.高齢者・障がい者等対応研修　【再掲】Ⅰ（１）① コ）b.ホームページを音声読み上げソフトで対応c.大阪聴力障害者協会との連携　手話通訳者の紹介等d.筆談ボードの利用e.５台の車いすの常置と点検の実施f.障がい者支援事業所への夜間利用時の20％援助【再掲】Ⅰ（１）① サ）g.スタッフ全員の「サービス介助基礎検定」資格取得 | Ａ | ・　予約方法、空室情報の公表をはじめ、多様な申込方法と利用受付開始日の抽選などにより、公平・平等利用が図られている。・　今年度からWEBフォームの受付を開始し、利便性の向上を図っている。・　障がい者や高齢者など配慮が必要な方々への取り組みにも努めている。・　なお、反社会勢力の排除は適切に実施されている。 | Ａ | ― |
| (3)利用者の増加を図るための具体的手法・効果 | 目標達成に向けた戦略的な取組みが適切に実施されているか①利用者の増加を図るために実施した具体策②令和５年度指定管理者の目標　・利用料金収入：　249,000千円　・利用率会議室 ： 47％大ホール： 46％ | 記載の取り組み等により、目標達成の見込みとなっている。①利用者の増加を図るために実施した具体策ア）PR活動として　a.エル・おおさかのロゴを配したチラシによる広報　　自主事業20事業の広報チラシの配布b.ホームページへの掲載情報の更新・FAQの見直しと追加・主要な施設の３６０°動画の継続掲載・視覚障がい者への音声読み上げソフト(再掲（２）② ア）b参照)・簡易見積りシステムの提供c.エルちゃん☆通信による広報・イベント情報の掲載　・エルちゃん通信のWEB化d.積極的な情報発信と広いエリアの広報・コングレの運営施設での広報・公式Facebookによるイベント情報の提供・メルマガによるイベント情報の提供・施設の空き情報をリアルタイムで提供(再掲（２）② ア）d参照)・国内最大級の貸し会議室検索サイト「会議室ドットコム」に登録掲載・SEO（検索エンジン最適化）対策の実施イ）利用者増加の取組みa.次の取組みのホームページ、館内掲示による周知・駐車場料金の値下げの継続(再掲（１）① ク）d参照)　土日祝　最大料金1,500円、平日2,000円）・新規利用者の確保と利用者の確保　　プチ・エル利用者へのポイント制度　ギャラリーの紹介制度・夜間時間帯の利用向上の取組み　 会員制自習室サービスの提供　 夜間利用者のメンバーズカードの導入　　会議室夜間利用の直前予約サービス障がい者支援事業所への夜間利用時の20%援助(再掲（１）① シ）参照)・近隣自治会が利用する際には使用料を20％負担（再掲 Ⅰ（１）ケ）g参照））・集会室の利用増加の取組み　　松の間、竹の間を会議室として提供・卓上カレンダーの作成と配布・利用促進の実施　　卓上カレンダー、メモ帳等を作成し近隣企業、団体を訪問　　卓上カレンダー2,000部作製、近隣企業・団体250団体に訪問配布来館利用団体1,000部配布、利用が遠ざかっている団体　200団体・エルシアターのランディングページを作成し、リスティング広告（yahoo、Google広告）へ出稿、エルおおさかHPへの誘導を実施　・利用者増加を図るイベントの開催　　プチ・エルナイトコンサート　10月12日開催　　プチ・エル　スタインウェイピアノ試弾会開催　7月8日、10月22日開催・広報・PRに関する検討会開催　毎月1回開催・WEB会議用備品の貸出しとLAN回線提供　　　カメラ、モニター、スピーカーフォン、LED照明貸出、有線LAN回線の提供（本館7階、南館5階、7階、10階）　 ・大ホールの室料割引キャンペーンを実施②令和５年度指定管理者の目標・公の施設利用料金収入　　令和５年度年間見込み　243,475千円　　　　※10月末までの利用料金収入実績に、昨年度の利用料金収入と同程度の収入を見込んで算出。（11～1月の大ホール閉鎖期間の収入は除く）・公の施設利用率　会議室：49.5％　大ホール：36.4％ | Ａ | ・　ホームページをはじめとした多様な広報媒体によるPR活動を実施している。また、ＰＲを強化するため、今年度からにリスティング広告を開始し、利用者増加に努めている。・　利用率の低い夜間時間帯における各種サービスを図り、利用者増加に努めている。・　大ホールの利用率は目標に達していないものの、会議室の利用率は目標を達成する見込み。利用料金収入は、10月末時点の状況から推定すると目標額には到達しない見込み。 | Ｂ | ・リスティング広告については費用対効果を検証されたい。・施設の強みである既存顧客名簿を活用した利用者増加の取り組みを実施されたい。・収支の改善も含め効率的な施設運営を行えるようDX等に取り組み、より一層の省人化を図られたい。 |
| (4)サービスの向上を図るための具体的手法・効果 | 利用者サービスの向上を図るための取組みが切に実施されているか1. 指定管理者から提案の

あったサービス向上策の取組状況 | 下記の取り組みを着実に実施している。①指定管理者から提案のあった、ｻｰﾋﾞｽ向上策の取組状況ア）施設運営の取組みa.利用申込み受付方法の多様化・ 利用申込の受付を窓口、電話、FAX、電子メールで実施（再掲）　b.サービス向上の取り組み・各施設利用時の準備・後片付け時間の提供・グーグルマップによる施設写真をHPで提供イ）サービス向上のための自主事業の実施a.勤労者の知識向上・スキルアップ・大阪労働大学講座　　　労働法分野　　　　6月12日～9月11日　20回開催　　　労働経済・社会保障分野　　　　　9月25日～12月13日　12回開催　　　シンポジウム　1月18日予定・労働法特別講座　　年1回　5日　　　　 9月14日、10月11,26日、11月15,20日開催・労働保険・社会保険実務講座（入門講座）　　 　7月24日、8月2，3、9月4,11,25日開催・労働保険・社会保険実務講座（応用講座）　　　 8月23,24日開催　10月11,24日開催　・年末調整実務講座　10月10日開催　・資産形成セミナー　1月19,26日予定b.府民等の教養の向上事業　　・なにわ美術展　12月1日～12月6日開催・ランチたいむコンサート　毎月第3月曜日開催　　・プチ・エルナイトコンサート　【再掲】・スタインウェイピアノ試弾会） 【再掲】・歴史セミナー　　前期　4月～9月毎月1回開催後期　10月～3月毎月1回開催・文化芸術サロン　第1回　10月20,27日,11月10日c.サービス向上のための委員会の設置・指定管理者が実施する外部評価委員会の設置【再掲】Ⅰ(1)① ウ）・「エル・プロジェクト」内の委員会　　　事業進捗・検証委員会（毎月1回）　　　個人情報適正管理委員会（年1～2回）　　　スタッフ情報交換会議(毎月1回)（上記講座・セミナーは今年度からハイブリッド形式で実施）d.サービス向上のためのその他の取組み　・月極めコインロッカーの設置　・複合機の設置（コピーサービス）・館内巡回・定期点検の実施・会員制自習室の運営e.利用者ニーズの把握【再掲】I(1)①オ・アンケートの実施　参照Ⅱ（１）①　・指定管理者実施の満足度アンケート 令和６年２月～３月実施予定　・意見箱での意見収集　　参照　Ⅱ（１）③ | Ａ | 利用者のサービス向上を図るための取り組みが適切に実施されている。・　予約方法、空室情報の公表に加え、多様な申込方法と利用受付開始日の抽選などが行われている。・　指定管理者の専門性を活かしながら、労働関係の自主事業に積極的に取り組み、利用者の拡大に努めている。・　利用者アンケートを実施するなど、利用者目線に立った施設運営の改善に努めている | Ｂ | ・キャッシュレス化の導入をはじめ、費用対効果も勘案し、より一層の利便性の向上に取り組まれたい。 |
| (5)施設の維持管理の内容、適格性及び実現の程度 | 施設管理、安全管理は適切に行われているか。維持管理は効率的に行われているか①安全で安心して快適に利用できる施設の維持②効果的・効率的な修繕計画の実施③業務における適正手続きの遵守（再委託、運営委員会等） | ①安全で安心して快適に利用できる施設ア）施設の維持管理（【再掲】Ⅰ（１）ｲ）参照）a.ビル管法、建築基準法等の法定点検の実施b.24時間体制によるセキュリティ体制防災センターでの監視　大林群管理センターによる監視c.施設の維持管理のための緊急修繕の実施（再掲）・防災センター監視盤緊急応急修理・本館１階多目的トイレ照明自動点灯回路変更・防災センター内防犯カメラ録画機取替・南ホール、バトン及び壁修理・南ホールロールクリーン応急修理・南ホール照明スイッチ緊急修繕・本館8階男子トイレ水漏れ修理イ）施設の快適性の取組み（【再掲】　Ⅰ（１）ｲ）参照）　　・空調機用フィルターの取替　・冷却水総合水処理剤の購入　　・除菌用アルコールの購入　　・会議室用机椅子の更新ウ）新型コロナウイルス感染症感染防止対策の実施（【再掲】　Ⅰ（１）ｲ）d参照）②効果的・効率的な修繕計画の実施ア）効果的・効率的な修繕計画に基づく修繕の実施　　・本館階段室LED化改修工事　　・プチ・エルLAN回線、Wifi化工事③業務における適正手続きの遵守（再委託、運営委員会等）ア）適正手続きの遵守a. 共同事業体構成での運営委員会の開催b.指定管理者が設置する外部評価委員会の開催　【再掲】Ⅰ(1)① ウc.個人情報適正管理委員会の開催(【再掲】（１）① ア）c参照)d.事業進捗･検証委員会の開催(【再掲】（4）① イ）c参照)e.再委託は大阪府の承認を得て実施　再委託先とは個人情報に関する契約を締結し、主な再委託先の職員は指定管理者が実施する各種研修に参加 | Ａ | ・　必要に応じ、適切に修繕工事を実施するなど、適切な施設管理、安全管理が行われている。・　Wi-Fi増設を実施、階段室のLED化工事を実施し、効果的・効率的な修繕を実施している。・　過年度に実施できなかった修繕工事は、次期指定管理期間において、適切に対応していただきたい。・　再委託先への個人情報保護の徹底や指定管理者主催の各種委員会の実施等、適切な施設管理・運営が行われている。 | Ａ | ・実施した施設整備について、利用者が活用できるよう、わかりやすい周知を図られたい。 |
| (6)府施策との整合 | 府が実施する事業等への協力の取組みが適切に実施されているか①障がい者雇用率達成状況　　・目標　2.3％②知的障がい者就労に対する取組み③府民、NPOとの協働④環境問題への取組み | 障がい者等の雇用は規定を超えて実行している。【再掲】Ⅰ（１）①サ1. 障がい者雇用率達成状況

大阪労働協会 3.80％　　大林ファシリティーズ 2.80％　コングレ 2.44％②知的障がい者就労に対する取組み　清掃業務で2名就労③府民、NPOとの協働　【再掲】 Ⅰ（１）①クア）一時保育の実施　NPO法人女性と子育て支援グループpokkapokaと連携イ）エコキャップ運動への参画（NPO法人エコキャップ推進協議会④環境問題への取組みア）「関西エコオフィス宣言」事業所に登録（大阪労働協会、コングレ）イ）本館階段室照明のLED化による電力量とCO2削減ウ）雨用の傘袋を止め雫落し装置の設置エ）ごみ減量化の継続実施 | Ａ | ・　障害者法定雇用率は法定を上回っている。・　知的障がい者の清掃業務での雇用など、府の施策に沿った取り組みが適切になされている。・　NPOとの協働による一時保育の実施などに取り組んでいる。・　「関西エコオフィス宣言」への参加、照明のLED化工事を実施など、環境対策に取り組んでいる。 | Ａ |  |
| Ⅱさらなるサービスの向上に関する事項 | (1)利用者満足度調査等 | アンケート等による利用者の意見の把握、調査結果のフィードバックが適切になされているか①利用者の満足度を分析するために十分なサンプル数の確保（400サンプル以上もしくは調査期間2ヶ月以上）②アンケート結果の次年度以降の運営へ反映③利用者満足度調査以外の日常寄せられる要望・苦情等意見の集約及びその対応状況 | アンケートのサンプル数は確保しているが、意見の反映は今後取り組む①利用者の満足度を分析するために十分なサンプル数の確保a.会議室：577件　　b.大ホール：14件　c.プチ･エル：37件　d.ギャラリー：6件　e.集会室：14件　　　　　　　　　　計：648件②アンケート結果の次年度以降の運営へ反映・照明設備の暗さの解消→階段室LED化の実施・Wi-Fi等のインターネット環境の充実→プチ・エルのLAN回線及びWi-Fi化工事の実施・喫茶、物販等の飲食コーナーの充実→次年度の本館喫茶コーナー受託者との連携、南館1階スペースへの障がい者が働くテイクアウトコーナー設置の検討③利用者満足度調査以外の日常寄せられる要望・苦情等意見の集約及びその対応状況多い意見として・ゴミ箱の設置→大阪市よりゴミの減量化の要請のため利用者にゴミの持ち帰りを呼びかけ・利用料金の減額→適正な金額を設定していることを丁寧に説明・暑い、寒いの苦情→適温設定に心がけているが、臨機の対応は難しい・ワイヤレスマイクのノイズ→新品へ更新済・大ホール主催者控室のモニターが見にくい→設備更新済 | Ａ | ・　サンプル数は十分に確保されている。・　アンケート結果や日常的な要望から得られた意見は、できる限り改善するよう努めている。 | Ａ | ・アンケート結果についてリピーターと新規利用者を分けて分析することで、新規利用者のニーズを把握し、新たな利用者の獲得に繋げていただきたい。 |
| (2)その他創意工夫 | その他指定管理者によるサービス向上につながる取組み、創意工夫がなされているか（特に、サービス向上のための昨年度以前になかった新たな取組みがなされているか）　①創意工夫の取組み | 下記項目を実施している。a.利用申込、新規登録のWEBフォームを新設b.プチ・エルへのLAN回線及びWi-Fi設置c.WEB配信に必要な機材、スタッフ等一式をパッケージプランとして運用開始d.エルシアターのランディングページを作成し、リスティング広告（yahoo、Google広告）へ出稿、エルおおさかHPへの誘導を実施e.宅配荷物の受渡しの簡略化　受渡し場所を倉庫から窓口カウンター横に変更し利便性を向上f.自主事業セミナーのハイブリッド開催g.プライバシーマークの取得（令和5年2月） | Ａ | ・　WEBフォームの新設、WI-Fiの増設、リスティング広告など新たな取り組みにも着手し、サービス向上に努めている。・　今後は、より一層のサービス向上をはかるための方策を検討し、実施していただきたい。 | Ａ | ― |
| Ⅲ適正な管理業務の遂行を図ることができる能力及び財政基盤に関する項目 | (1)収支計画の内容、適格性及び実現の程度 | 事業収支計画の達成に向けた戦略的な取組みが適切に実施されているか1. 収入の確保及び実績

（適正な経費の執行を含む） | 収入の確保は昨年度以上の実績となっている。1. 収入の確保及び実績

（利用料金収入）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 年度 | 年間利用料金収入 | 4～10月利用料金収入 | 備考 |
| H30 |  290,149千円 | 　172,523千円 | ※10月末までの実績に、昨年度の利用料金収入と同程度の収入を見込んで算出。（11～1月の大ホール閉鎖期間の収入は除く） |
| R4 | 　255,082千円 | 　146,763千円 |
| R5 | 243,475千円（※） | 152,726千円 |

（指定管理会計執行状況）指定管理会計における執行状況について、収入は予算に達しないが、支出は予算の範囲内で適切に執行している。 | Ａ | ・　利用料金収入は、目標である収支予算書（249,000千円）の達していない。* 収支については予算に基づき適切に執行している。
 | Ｂ | ・収支の改善も含め効率的な施設運営を行えるようDX等に取り組み、より一層の省人化を図られたい。・利用料金収入など１つの取り組みが複数の評価項目に影響しているので、来年度以降の評価表においてはその点を踏まえて検討されたい。 |
| (2)安定的な運営が可能となる人的能力 | 安定的な運営が可能となる人的能力を有しているか事業実施に必要な人員数の確保・配置従事者への管理監督体制・責任体制・適切な労働環境・安全衛生管理 | 人員配置を柔軟にシフトし人員を確保新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少は続いているが、雇用を確保し運営体制は維持。①管理監督体制・責任体制は管理体制図参照　労働環境・安全衛生では衛生管理者を配置、産業医の配置 | Ａ | ・　必要な人員・運営体制を確保している。 | Ａ | ・この評価項目の設定にあたっては、省人化も踏まえた十分な人員配置を検討されたい。 |
| (3)安定的な運営が可能となる財政的基盤 | 施設管理運営者として、適切な財務状況が確保されているか1. 法人（指定管理者を構成する法人）の経営状況
 | 2年度、3年度は共同事業体を構成する3社とも黒字で推移している。ア）大阪労働協会　 直近の3年間の決算状況　　　2年度、3年度は黒字決算、4年度は8,569千円の赤字となった。　　　5年度の収支計算書（中間）は１月末に提出予定。現時点では黒字の見込み。イ）大林ファシリティーズ　　　直近3年間は黒字決算ウ）コングレ　　　直近3年間は黒字決算 | Ｂ | * 大阪労働協会の４年度決算が赤字であるが、５年度の収支計算書では黒字の見込み。収支計算書の提出をお願いする。
 | Ｂ | ― |

■評価の基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目ごとの評価 | 年度評価 | 総合評価および最終評価 |
| Ｓ：計画を上回る優良な実施状況Ａ：計画どおりの良好な実施状況Ｂ：計画どおりではないが、ほぼ良好な実施状況Ｃ：改善を要する実施状況 | Ｓ：項目ごとの評価のうちＳが５割以上で、Ｂ・Ｃがない。Ａ：項目ごとの評価のうちＢが２割未満で、Ｃがない。Ｂ：Ｓ・Ａ・Ｃ以外Ｃ：項目ごとの評価のうちＣが２割以上。又はＣが２割未満であっても、文書による是正指示を複数回行う等、特に認める場合 | Ⅰ：評価対象となる年度の年度評価のうちＳが５割以上で、Ｂ・Ｃがない。Ⅱ：評価対象となる年度の年度評価のうちＢが３割未満で、Ｃがない。Ⅲ：Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ以外Ⅳ：評価対象となる年度の年度評価のうちＣが５割以上。ただし、評価対象期間の後半、取組状況に継続的な改善傾向が認められる場合を除く。 |

年度評価：　B

■年度評価

　令和５年度の項目ごとの評価は、全11評価項目中、Ｓが０、Ａが６、Ｂが５、Ｃが０である。

